

令和 5 年 3 月 2 0 日 岐阜県林政部県産材流通課

岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画（素案）の概要について

1. 趣旨

「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例（令和 4 年 1 2 月公布）」第 9 条に基づき、県産材利用の基本的事項や目標値を定め、さらなる県産材の利用を推進する。

2. 基本方針

県産材の建築物への利用はもとより、家具、木質バイオマス、土木工事の資材など多様な分野での利用拡大に、市町村、事業者及び県民等の理解・協力のもと、「オール岐阜」体制で推進する。

3. 計画期間

R 5 ～ 8 年度の 4 年間（第 4 期森林づくり基本計画終期と整合）

4. 具体的施策

（1）公共部門での利用促進

① 県の取組み

- ・新たに整備する建築物は、関係法令や基準等の範囲内で原則木造化を推進。
（参考：基準－別紙 1、予定施設－別紙 2）
- ・木造化が困難な建築物や岐阜県県有建物長寿命化計画等に基づく既存施設の改修にあつては、内装の木質化を推進。
- ・土木工事の資材や工作物、家具などにおいて県産材利用を推進。

【推進目標】県の建築物の木造化・内装の木質化施設数：60 施設（累計）

② 市町村との連携

- ・市町村に対し、法律及び当計画に即した「市町村県産材利用方針」の策定及び、建築物その他多様な分野での県産材利用の働きかけを実施。
- ・市町村と連携し、県産材利用に関する各種情報の提供や、県民への普及啓発活動を実施。

(2) 民間部門での利用促進

①一般住宅

- ・ 県産材を利用した住宅の新築やリフォームを行う建築主を支援。
- ・ 輸入材を多用する工務店が県産材利用へ転換する取組みを支援。

【推進目標】 県産材住宅の建築戸数： 9, 050戸（累計）

②非住宅建築物

- ・ 木造化の設計や材料調達等にかかる相談などに対応できる専門家による相談窓口を設置。
- ・ 県と事業者との県産材利用推進にかかる協定制度を創設し、協定に基づく県産材利用の取組みを支援。

【推進目標】 県産材利用促進協定締結数： 40件（累計）

【推進目標】 民間非住宅建築物の木造化
及び内装の木質化施設数： 90施設（累計）

(3) その他県産材利用促進のための具体的施策

①県産材の安定的かつ持続的な供給の確保

- ・ 精度の高い木材生産計画策定のため、林業事業体へ高度な森林解析データを提供。
- ・ デジタル化による情報の一元管理や需給調整の支援等により、県産材の安定供給を促進。
- ・ J A S 製品など品質が確かな製材品の供給体制を強化。

②販路の拡大や人材育成等

- ・ デジタル技術を活用した顧客ニーズに即した新製品開発・販路拡大体制の構築等を促進。
- ・ 木材のカスケード利用（建築用材としての利用後、紙やボードの原料として利用し、最終的にエネルギー利用すること）を促進。
- ・ 非住宅建築物の木造化の設計に対応できる「木造建築マイスター」等の人材を育成。

③県民、事業者の理解の醸成

- ・建築物や木製品で利用した県産材の炭素貯蔵量の認定及び公表を実施。
- ・事業者や県民の県産材利用の理解を深めるためのイベントの開催やデジタルコンテンツを活用した効果的な情報発信を実施。

(7月に「オール岐阜」体制でフォーラムを開催予定)

- ・「ぎふ木育」推進による子どもから大人まで幅広い世代への理解の醸成。
- ・優れた県産材の利用事例や顕著な功績がある者に対する表彰を実施。

5. 進捗管理等

(1) 施策の実施状況の公表

- ・年度毎の施策の実施状況をホームページで公表

(2) 推進計画の変更等

- ・令和6年度以降の木造化及び内装の木質化について、随時関係部局へ照会し、変更がある場合は「岐阜県木の国・山の国推進本部」(以下、「推進本部」という。)に報告。
- ・県の建築物の木造化について、建築物の用途に応じ、木造化の検討を要する規模に該当する場合(別紙1参照)は、推進本部にて方針を決定。

岐阜県木の国・山の国推進本部

所掌事務：森林づくりに関する施策の総合調整に関すること 等

組織等：知事(本部長)、副知事(副本部長)、教育長、県警本部長、各部局長 等

6. 策定スケジュール

- 実施済
- ：「岐阜県木の国・山の国県民会議」木づかい部会への意見聴取
 - ：林業5団体への意見聴取
 - ：パブリック・コメント
 - ：農林委員会への報告
- 3月：「岐阜県木の国・山の国県民会議」への説明
- ：「岐阜県木の国・山の国推進本部」の開催
- 4月：計画策定

県が整備する建築物の木造化の基準

1. 木造化の考え方

県が整備する建築物は、建築基準法をはじめとする関係法令や基準等の範囲内で、別表を基本に、原則として木造とする。

なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造と比較して合理的となる場合には、その採用についても検討する。

2. 木造化が困難な場合の例

- ・ 建築基準法等の法令などにより、木造化することが困難である場合
- ・ 著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
- ・ 施設の内容や用途、維持管理などにより、木造化することが困難な場合 等

別表 公共建築物等の木造化に関する基準

建築基準法で主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物のうち下記表のもの

建築物の用途		建築物の階数	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）		
			3,000 m ² 以下	3,000 m ² 超	
（うち、1000 m ² 超は建築基準法第 26 条の適合について検討が必要）					
集会	集会場、ホール等	2階建	木造化	木造化を検討（客席の床面積の合計が 200 m ² 以上の場合）	
		1階建			
居住	県営住宅、職員住宅、寄宿舎等	3階建	木造化を検討		
		2階建	木造化	木造化を検討（2階部分の床面積の合計が 300 m ² 以上の場合）	
		1階建			
医療福祉宿泊	児童・社会福祉施設、病院、宿泊施設等	2階建	木造化	木造化を検討（2階部分の床面積の合計が 300 m ² 以上の場合）	
		1階建			
教育	学校、図書館、体育館等	3階建	木造化を検討		
		2階建	木造化	木造化を検討（2,000 m ² 以上の場合）	
		1階建			
観光	物品販売所、観光施設等	2階建	木造化	木造化を検討（2階部分の床面積の合計が 500 m ² 以上の場合）	
		1階建			
倉庫		2階建	木造化	木造化を検討（延べ面積が 1,500 m ² 以上の場合）	
		1階建			
自動車車庫		2階建	木造化	木造化を検討（延べ面積が 150 m ² 以上の場合）	
		1階建			
上記以外のすべて（庁舎、事務所、交番等）		4階建	木造化を検討		
		3階建	木造化		
		2階建			
		1階建			

（※）上表は建築物の高さが 16m 以下の場合。その他、建築基準法に基づく防耐火等の規制について、留意すること。

県の建築物の木造化及び内装の木質化予定施設

(1) 新築の木造化施設一覧

	施設名	所在地	基本計画 策定年度	建築 年度	長寿命化 計画の対象	備考
①	蛭川駐在所	中津川市蛭川	R4	R5	—	
②	中野方駐在所	恵那市中野方町	R4	R5	—	
③	三城交番	大垣市加賀野	R5	R6	—	
④	美濃交番	美濃市曾代	R5	R6	—	
⑤	金華橋交番	岐阜市早田東町	R6	R7	—	
⑥	御嵩交番	可児郡御嵩町	R6	R7	—	
⑦	黒野交番	岐阜市今川	R7	R8	—	
⑧	石浦交番	高山市石浦町	R7	R8	—	
⑨	坂本交番	中津川市千旦林	R7	R8	—	
⑩	下牧駐在所	美濃市片知	R5	R6	—	
⑪	多芸駐在所	養老郡養老町	R5	R6	—	
⑫	宮川駐在所	飛騨市宮川町	R6	R7	—	
⑬	中原駐在所	下呂市焼石	R6	R7	—	
⑭	小畑駐在所	養老郡養老町	R6	R7	—	
⑮	緑ヶ丘駐在所	高山市山田町	R7	R8	—	
⑯	和良駐在所	郡上市和良町	R7	R8	—	
⑰	小坂駐在所	下呂市小坂町	R7	R8	—	
	17 施設					

(2) 非木造で新築し内装を木質化する施設一覧

	施設名	所在地	基本計画 策定年度	建築 年度	長寿命化 計画の対象	備考
①	大垣警察署	大垣市江崎町	R5	R7～R9	○	7階・SRC造 ・耐火構造
	1 施設					

(3) 既存の非木造施設で内装を木質化する施設一覧

	施設名	木質化実施箇所	基本計画 策定年度	建築 年度	長寿命化 計画の対象	備考
①	岐阜県立寿楽苑	2階供用部廊下	R4	R5	—	改装
②	岐阜北高等学校	北舎図書館	R4	R5	—	改装
③	加納高等学校	視聴覚室	R4	R5	—	改装
④	大垣南高等学校	被服室及び被服準備室	R4	R5	—	改装
⑤	西濃高等特別支援学校	多目的室	R4	R5	—	改装
⑥	高山工業高等学校	本館棟2階 相談室	R4	R5	—	改装
⑦	吉城高等学校	教育相談室	R4	R5	—	改装
	7施設					

※県有施設木質化等推進事業（林政部事業）を実施予定